

# TAKKEN

# GIFU

宅建ぎふ  
Vol.514  
令和元年10月15日発行



## おもな内容

「宅地建物取引業法施行規則」等の一部改正について…	2
「宅地建物取引業法の施行状況」調査結果について…	2
印紙税の非課税措置について……………	3
7月新設住宅着工……………	4
令和元年度「第2回県下統一研修会」開催のお知らせ…	5
危険ドラッグ等の販売等の防止に協力をお願いします…	5
「子ども110番の家」の活動に協力頂ける会員を募集中!!…	6
「不動産市況D1調査」へのご協力をお願い……………	6
財務省東海財務局からのお知らせ……………	6
身近な法律相談……………	7
不動産取引判例集……………	8
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	10



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

## 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う「宅地建物取引業法施行規則」等の一部改正について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年9月14日より施行され、これに伴い、宅地建物取引業法施行規則、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方が改正され、同日より施行されましたのでお知らせします。

### 1. 改正の主な内容

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が不当に差別されることのないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、宅地建物取引業法における免許又は登録等の欠格事由であった「成年被後見人及び被保佐人」が「心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」等に改正され、国土交通省令で定めるものは、「精神の機能の障害により宅地建物取引業等を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされました。また、これに該当しないことを証する根拠として、国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者等に対し、「必要と認める書類」を提出させることができることとし、一律に欠格として扱うのではなく、該当するかを個別に審査することとされました。

### 2. 「必要と認める書類」（宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の改正内容を含む）

上記の「必要と認める書類」は、以下の2点のいずれか

- ①成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書
- ②契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（その根拠について記載され、申請日前3月以内に発行されたもの）

## 平成30年度「宅地建物取引業法の施行状況」調査結果について

国土交通省において、宅地建物取引業法に基づく国土交通省（各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）及び各都道府県における免許、処分の実施状況についてとりまとめられ、公表されましたのでお知らせします。

### 1. 宅地建物取引業者の状況

平成31年3月末（平成30年度末）現在での宅地建物取引業者数は、大臣免許が2,569業者、知事免許が121,882業者で、全体では124,451業者となりました。

対前年度比では、大臣免許業者が64業者（2.6%）、知事免許業者が605業者（0.5%）それぞれ増加となっています。全体では669業者（0.5%）増加し、5年連続の増加となりました。

### 2. 監督処分の実施状況

平成30年度において、宅地建物取引業法の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行った宅地建物取引業者に対する監督処分の件数は以下のとおりです。

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (1) 免許取消処分 | 125件（-21件、14.4%減） |
| (2) 業務停止処分 | 31件（-5件、13.9%減）   |
| (3) 指示処分   | 26件（-1件、3.7%減）    |
| (4) 合計     | 182件（-27件、12.9%減） |

## 印紙税の非課税措置について

租税特別措置法により、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、下記が当該非課税措置の対象となる自然災害として適用となりましたのでお知らせします。

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
元・8・28	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	・佐賀県武雄市・杵島郡大町町
元・9・8	令和元年台風15号による災害	・東京都大島町・新島村
元・9・9	令和元年台風15号による災害	・千葉県館山市・南房総市・安房郡鋸南町

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める自然災害をいいます。

### ○ 適用要件

租税特別措置法で非課税とされる「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負契約書」は、次の①から③のすべての要件を満たすもので、自然災害の発生した日から5年を経過する日までの間に作成されるものです。

- ① 自然災害の「被災者」が作成するものであること
  - ② 次のいずれかの場合に作成されるものであること
    - イ 自然災害により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（滅失等建物）が所在した土地を譲渡する場合
    - ロ 自然災害により損壊した建物（損壊建物）を譲渡する場合
    - ハ 滅失等建物の代わるもの（代替建物）の敷地のための土地を取得する場合
    - ニ 代替建物を取得する場合
    - ホ 代替建物を新築する場合
    - ヘ 損壊建物を修繕する場合
  - ③ 当該契約書に、自然災害により所有建物に被害を受けたことについて市町村長が証明した書類（「り災証明書」等）を添付していること
- ※ 被災者と被災者以外の者（例えば不動産業者や建設業者）が共同で作成する契約書の場合、被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税とされますが、被災者以外が保存するものは被災者以外が作成したものとみなして課税されます。

## 平成から令和となる今、私たちと一緒に 適正な管理業務を始めませんか

全国賃貸不動産管理業協会（全宅管理）は、「住まう」に、寄りそう。』のローガンのもと、物件管理にとどまらず、資産管理、さらには地域社会に寄りそい賃貸不動産管理業の標準化を目指しています。

具体的には、

### 1 会員に、寄りそう

業務サポート事業の充実（弁護士による法律相談、管理関係書式のダウンロード、インターネットセミナー、情報提供、各種提携事業の紹介他）

### 2 全宅管理支部に、寄りそう

全国22の支部と連携し、実務的な研修等を実施していきます

### 3 宅建協会に、寄りそう

宅建協会会員のみが入会できる団体として、都道府県宅建協会と連携し入会促進を行います

### 4 管理業従事者に、寄りそう

本年度より「賃貸不動産経営管理士講習」を都道府県宅建協会と連携し、全国規模で行います

「住まう」に、  
寄りそう。

For perfect  
estate management.



（全宅管理に入会するには下記が必要ですが、  
入会金 20,000円  
年会費 24,000円（2,000円（月額）×12ヶ月）

**2019年度は  
入会金無料のチャンス**

2019年度に入会された方全員  
計7種のプレゼントを実施中

チャンス1

### 宅建協会新入会会員 応援プロジェクト

新規開業して2019年度中に宅建協会に新規入会された会員が、入会日から1年以内に本会に入会すると入会金無料

チャンス2

### 全宅管理 サポーター制度

2019年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に入会申込書を提出すると入会金無料



一般社団法人 **全国賃貸不動産管理業協会**  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-6-3 全宅連合会 TEL 03-3865-7031

いますぐ

全宅管理



で検索

# 7月新設住宅着工

国土交通省がまとめた7月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比3.3%増の2万6,282戸と10カ月連続の増加、分譲住宅でも同5.1%増の2万1,942戸と2カ月連続の増加となったものの、貸家が同15.2%減の3万383戸と11カ月連続の減少となったため、7月の新設住宅着工戸数全体では、同4.1%減の7万9,232戸と先月の増加から再び減少となったが、着工床面積は、同1.0%増の665万6千㎡と2カ月連続の増加となった。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同1.3%減の91万戸となり、先月の増加から再び減少となった。

持ち家では、民間資金分が同3.7%増の2万3,483戸と13カ月連続の増加、公的資金分でも同0.1%増の2,799戸と3カ月連続の増加となったため、全体でも増加となった。

貸家では、民間資金分が同14.4%減の2万7,547戸と26カ月連続の減少、公的資金分でも同22.3%減の2,836戸と2カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

分譲住宅では、マンションが同1.1%減の8,600戸と先月の増加から再び減少となったものの、戸建て住宅が同8.9%増の1万3,074戸と2カ月連続の増加となったため、全体でも増加となった。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が同44.8%増の604戸と2カ月連続の増加、貸家が同91.9%増の332戸と4カ月ぶりの増加、分譲住宅でも同246.5%増の551戸と2カ月連続の増加となったため、岐阜県全体では、同100.1%増の1,509戸と2カ月連続の増加となった。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同6.3%増の5,214戸と増加となったものの、貸家が同19.7%減の1万618戸と減少、分譲住宅でも同3.5%減の9,080戸と減少となったため、首都圏全体では同9.7%減の2万4,986戸となった。

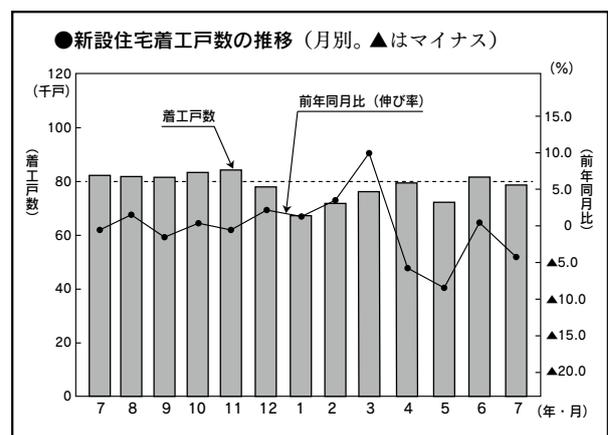
中部圏では、持ち家が同5.2%増の4,026戸、分譲住宅でも同19.7%増の2,778戸と増加と

なったものの、貸家が同28.9%減の2,754戸と減少となったため、中部圏全体では同4.5%減の9,622戸となった。

近畿圏では、分譲住宅が同12.2%減の3,777戸と減少となったものの、持ち家が同14.8%増の3,499戸、貸家でも同11.9%増の5,354戸と増加となったため、近畿圏全体では同5.7%増の1万2,849戸となった。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同2.2%減の4,066戸、分譲住宅でも同26.0%減の293戸と減少となったものの、貸家が同6.1%増の7,389戸と増加となったため、全体では、同0.7%増の1万1,837戸と2カ月連続の増加となった。

2×4では、分譲住宅が同13.2%増の1,259戸と増加となったものの、持ち家が同4.5%減の2,888戸、貸家でも同7.6%減の5,199戸と減少となったため、全体では、同4.1%減の9,368戸と4カ月連続の減少となった。



## [infomation] インフォメーション

### 令和元年度「第2回県下統一研修会」開催のお知らせ

令和元年度第2回県下統一研修会を下記の日程により県下5会場で開催致しますので、代表者及び届出従業者のご都合の付く会場において受講下さいますようご案内します。

※本研修会は宅地建物取引業法第64条の6に基づくものであり、保証協会と共催で開催しています。

なお、宅建業者の従業者教育の義務が宅建業法に規定されています。協会届出の従業者の教育の場としてご活用ください。

※ 年3回開催する県下統一研修会を全て受講(各回において、代表者又は協会届出の政令使用人、専任の宅地建物取引士のいずれかの方が受講)された事業所には、「業務研修受講済店ステッカー(店頭用)」を交付します。

#### 1. 開催日程

開催日時	地域	開催会場	所在地
11月6日(水) 午後1時30分から	西濃	大垣市情報工房 5階スィンクホール	大垣市小野4-35-10
11月13日(水) 午後1時30分から	飛騨	飛騨・世界生活文化センター 食遊館2階 会議室2	高山市千島町900-1
11月20日(水) 午後1時30分から	東濃	セラトピア土岐 大会議室	土岐市土岐津町高山4
11月25日(月) 午後1時30分から	岐阜	不二羽島文化センター みのぎくホール	羽島市竹鼻町丸の内6-7
12月11日(水) 午後1時30分から	中濃	わかくさ・プラザ 学習情報館 多目的ホール	関市若草通2-1

2. 研修科目・講師 「高齢者を巡る法律問題」 — 取引・相続の法改正に対応できるか —  
弁護士 浦田 益之 氏

3. 受講料 会員及び登録従業者(無料)、会員外(4,000円)

※ 県下統一研修会は、会員外の方にも開放(有料による事前申込制)しています。

### 危険ドラッグ等の販売等の防止に協力をお願いします

本会では、危険ドラッグの濫用防止を図るため、岐阜県、岐阜県警察と「危険ドラッグ等の販売等の防止に関する協定」を締結しています。

危険ドラッグについては、インターネットを利用した配達等の形態で依然として流通しており、その販売や密造の多くは賃貸借物件を拠点としているとの情報があることから、同協定では、本会会員が賃貸借契約の仲介又は賃貸する際に、貸主の了承を得て建物賃貸借契約書の禁止事項に「危険ドラッグ等の製造、輸入、販売、授与、販売若しくは授与を目的とする貯蔵・陳列又は使用場所の提供のために使用すること」を加え、禁止事項に違反した場合は契約を解除するよう貸主への要請や定期的な情報交換を行い連携強化に努めることとしていますのでご協力をお願いします。

## 「子ども110番の家」の活動に協力頂ける会員を募集中です!!

宅建協会では、近年増加する子どもを狙った犯罪の防止に努めるとともに「安全で安心して暮らせる岐阜県づくり」を推進することを目的とした「子ども110番の家」の活動に参画し、地域の安全性の確保及び業界の信頼性の向上を目指しています。

事務所に「子ども110番の家」協力店のステッカーを掲示頂き、子どもたちが助けを求めてきた際の店内での保護、警察・学校・自宅等への連絡などをお願いしています。

「子ども110番の家」にご協力頂ける会員の方は、所属支部までお申出ください。

令和元年9月末現在、会員事業所477社にご協力いただいています。



## 「不動産市況D I 調査」へのご協力をお願い

本会では不動産流通の活性化及び安心・安全な不動産取引を図るため、(公社)岐阜県不動産鑑定士協会と共同で不動産市場の推移に関する実感と、この先半年の予測について、毎年4月と10月に会員業者に対するアンケート調査を実施し、調査結果を宅建協会のホームページ及び報道機関等を通じて公表しています。

この度、令和元年10月時点のアンケート用紙を会員の皆様へお送りしておりますので、同調査の趣旨をご理解頂き、アンケートへのご協力をお願いします。

## 財務省東海財務局からのお知らせ

### ～ 国有財産の管理処分等業務の委託に係る業務説明会について ～

財務省東海財務局では、愛知県、岐阜県及び三重県内の国有財産(普通財産)の管理処分等業務(売却・貸付等の業務)を各県ごとに宅地建物取引業者の方へ委託をしています。

今回、令和2年度から令和4年度までの3箇年につきましても、一般競争入札により業務委託しますので、入札参加については是非ご検討ください。

つきましては、「業務内容」、「業者選定方法」、「今後のスケジュール」等について、以下により業務説明会を開催しますのでお知らせします。

なお、業務説明会への参加を希望される方は、下記照会先までご連絡くださいますようお願いいたします。 ※ 愛知県、岐阜県、三重県については、東海財務局で一括して開催します。

【開催日時】 令和元年10月23日(水) 午後2時より午後3時まで

【会場】 東海財務局 4階西会議室  
名古屋市中区三の丸3-3-1

【照会先】 東海財務局 管財部 国有財産調整官 業務委託担当  
TEL 052-951-2782(ダイヤルイン)

## 身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会  
顧問弁護士 畑 良平



相続に関するルールが変わろうとしています。そこで今回は、身近な法律相談として、「民法(相続法)等の改正」についてお話しします。

1. 配偶者居住権の新設とはどういうものか
2. 居住用不動産の贈与に関する優遇措置とはどういうことか
3. 遺言書についての改正について
  - (1) 自筆証書遺言の方式緩和
  - (2) 法務局における保管制度の創設について

### 1. について

例えば夫が死亡し、妻と子が相続するケースで、遺産が居宅不動産(2000万円)及び預貯金(2000万円)だった場合、法定相続に従えば、従前、妻が居宅を相続すれば、預貯金は子が相続し、妻は預貯金を取得できないということになります。

今回の改正によって、居宅不動産2000万円分につき、例えば配偶者の居住権として1000万円、負担付(配偶者が居住するという負担)所有権を1000万円に分けて、妻と子に分属させれば、妻も1000万円の預貯金を取得できるようになります。すなわち配偶者である妻は、自宅での居住を継続しながら、その他の財産である預貯金も取得できるようになりました。子は居宅不動産につき、所有権を取得しますが、負担付であって、配偶者である妻(子にとっては母親)の居住を認めざるを得ず、勝手に売却することはできません。なお、配偶者居住権につき、幾らと評価するについては、配偶者の年齢、建物の耐用年数等から算出されることとなります。この制度は、2020年4月1日から施行されます。

### 2. について

1と関連しますが、婚姻期間20年以上の夫婦間での居住用不動産につき、夫婦間で生前贈与された場合を前提とします。

従前、かかる贈与は原則として遺産の先渡しを受けたものとして扱うので、1の例と同じく居宅不動産(2000万円)、預貯金(2000万円)の遺産がある場合、法定相続に従えば妻が居宅不動産を生前に贈与を受けていれば、預貯金の2000万円については、妻の取り分は無いということになります。

改正法では、20年以上連れ添った夫婦間での居住用不動産の贈与については、遺言の先渡しを受けたものとしては扱わないとされました。従って妻は、居宅の生前贈与を夫から受けていたとしても、夫の死後、預貯金2000万円の遺産であれば、法定相続に従うと1000万円の預貯金を取得できるようになります。既に2019年7月1日から施行されています。

### 3. について

(1) 自筆証書遺言は、自筆能力が備わっていれば、いつでも自らの意志に従い作成することができる簡易な方式の遺言です。しかしながら従前は、全文を自書する必要がありました。改正法では遺言書の本文については、これまでどおり手書きで作成する必要がありますが、財産目録については、パソコンで作成、通帳のコピーを添付することで自書しなくてもよくなりました。この制度は2019年1月13日から施行されています。

(2) また、自筆証書遺言は、2020年7月10日から作成した本人が遺言書保管所(法務大臣の指定する法務局)に遺言書の保管を申請することができるようになります。この保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認は不要です。遺言者の死亡後に相続人や受遺者らは、全国にある遺言保管所において、遺言書が保管されているかどうか調べることで、遺言書の写しの交付を請求することができます。法務局における遺言書の保管等に関する法律にて定められました。

以上



各階を区分所有建物とする建物の一部の階の買主が、専有部分の空調設備は老朽化し、修繕不能であったために損害を被ったとして、売主に対しては瑕疵担保責任に基づき、売却仲介をした業者に対しては不法行為責任に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案において、設備の老朽化は、売買において予定されていた品質・性能を欠いていたということとはできず、また、仲介業者が調査、説明すべき義務を負っていたとはいえないとして、買主の請求を棄却した事例  
(東京地裁 平26年5月23日判決 棄却 控訴棄却)

### 【事案の概要】

平成24年5月15日、X(原告)は、Y1(被告)から、各階を専有部分とする区分所有建物(昭和57年6月築、鉄筋鉄骨コンクリート造、地下1階付地上10階建)の2階(213.55㎡)及び3階(208.94㎡)の2つのフロアー(以下「本件各建物」という。)を瑕疵担保の責任を負わない旨を条件に9000万円で購入し、6月15日に引渡を受けた。なお、本件各建物の空調は、それぞれ建物屋上に設置された水冷式空調設備(以下「空調設備」という。)により行われていた。

本件売買において、宅地建物取引業者Y2(被告)は、Y1との媒介契約に基づいて仲介業務を行った。

Xは、本件各建物を強い冷房能力が必要なPCカフェとしてテナントに賃貸することを想定していたため、売買に先立ち行われた本件各建物の内見の際、既存の空調設備に加え、個別の空調機の室外機のベランダ設置が可能かどうかについて同行者に尋ねるなどしたが、屋上を見分することはなかった。

同年9月6日、3階部分が空室であったにもかかわらず電力を消費していたため、電力会社が漏電調査を実施したところ、漏電はないものの空調設備の室外機の待機電力によるものであることが判明した。

平成25年2月13日、Xは、次のように主張して、Y1及びY2に対して2450万円の損害の賠償を求めて提訴した。

- ① 空調設備は、業務用エアコンの一般的な耐用年数である15年の2倍近い年数を経ている上、製造者は既に廃業しており、主要部品は製造されていないため、故障した場合は修理不能であり、これを新規の施設に交換するには総額1850万円の費用を要する。
- ② 現在、空調設備は一応作動するものの、異常に電力を消費し、冷房効率も芳しくない。
- ③ Xは、重要事項説明において、空調設備については何らの説明も受けておらず、内見の際にも、屋上に案内されることもなく、空調設備が上記のようなものであることを知らなかった。
- ④ 以上によれば、本件各建物には民法570条にいう隠れた瑕疵があるというべきで、Y1は、本件各建物を長年にわたり使用していたので、空調設備の瑕疵について悪意であることは明らかであるから、瑕疵担保責任免除特約に基づく免責は認められない。
- ⑤ Y2は、Xに対し、重要事項説明において空調設備の瑕疵について説明すべき義務を負っていたにもかかわらず、故意又は過失によりその説明を怠った。したがって、Y2は、不法行為に基づき、Xの被った損害を賠償する責任を負う。
- ⑥ Xは、空調設備取替え費用1850万円、3階の賃借申込み撤回による逸失利益600万円(月額100万円の半年分)の合計2450万円の損害を被った。

なお、本件訴訟提起後の同年3月1日、Xは、Xの依頼に基づき売買の仲介を行った宅地建物取引業者A(訴外)との間で、Aには、空調設備の隠れた瑕疵についての調査、報告義務を怠るなどの

不適切な対応があったとした和解書を取り交わし、和解金として100万円の支払いを受けた。また、Xは、同年8月20日の時点において、空調システムの管理会社による報告を受け、3階の空調の強制運転を断念した。

### 【判決の要旨】

裁判所は次のように判示して、Xの請求を棄却した。

- (1) 空調設備は、業務用エアコンの法定耐用年数である15年を大幅に超える約30年を経過し、運転状況に特段の問題はないものの、老朽化が進んでおり、経年劣化により消費電力が増加し、また、新品時のような冷暖房効率は発揮できない上、近い将来正常に作動しなくなり、修理が必要となった場合には、空調設備の交換を余儀なくされるおそれがあるといえる。
- (2) 本件各建物のように、新築から長期間が経過したテナントビルの売買においては、これに付帯する空調設備も相応の経年劣化があり、上記のような問題点が存することは、容易に想定し得るものである。
- (3) 建物内見時の事実からは、Y1が、Xに対し、本件各建物の空調設備について一定の品質・性能を保証したような事情を認めるに足りない。
- (4) 以上によれば、本件各建物が売買において予定されていた品質・性能を欠いていたということではできず、民法570条にいう瑕疵があるということではできない。
- (5) 宅地建物取引業者は、通常の注意をもって取引物件の現状を目視により観察しその範囲で買主に説明すれば足り、これを超えた取引物件の品質、性状等についてまで調査、説明すべき義務を当然には負わないというべきであるところ、空調設備について経年劣化に伴う問題点があることは、Xにおいて容易に想定し得たというべきであるから、Y2が調査、説明すべき義務を負っていたとはいえない。

### 【まとめ】

本判決は、中古建物の設備機器について、経年劣化により新品時の効率期待できないこと、また、近い将来正常に作動しなくなったときには交換を余儀なくされることは容易に想定されるところとして、そのことが瑕疵であるとはいえないと判示した中古建物の売買時の瑕疵に関する考え方の参考となる重要な判例である。

不動産業者には、中古建物の売買・媒介の際、紛争の未然防止のため、買主に対し、付属設備も経年劣化していること並びに交換部品が調達できなくなることがあることを告げておくことが求められる。

(一財)不動産適正取引推進機構発行「RETIO」より抜粋

## 免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

# 協 会 の 動 き

9月4日

- ・岐阜県士業連絡協議会第1回協議会  
岐阜市：山本会長、林副会長、加納事務局長  
出席

9月5日

- ・相談業務研修会  
岐阜産業会館

9月11日

- ・不動産業開業支援セミナー  
岐阜県不動産会館
- ・中部地区連絡協議会第2回運営協議会

富山市：山本会長、加納事務局長、磯西職員  
出席

9月17日

- ・第5回法定講習会

9月19日

- ・上期基礎教育研修会  
岐阜産業会館

9月24日

- ・第2回人材育成委員会

9月25日

- ・第2回岐阜地区調査指導委員会

# 支 部 だ よ り

## 岐阜中支部

9月10日

巡回相談(岐阜市役所)

9月11日

第4回幹事(監査)会

9月17日

巡回相談(岐阜市役所)

9月25日

第2回人材育成委員会  
第1回流通促進委員会

## 岐阜南支部

9月4日

巡回相談(各務原市役所)

9月10日

第2回正副支部長会

9月13日

巡回調査説明会

第1回人材育成委員会

9月18日

巡回相談(羽島市役所)

9月19日

第3回広報情報提供委員会

9月24日

巡回相談(岐阜市役所)

## 岐阜北支部

9月3日

巡回相談(岐阜市役所)

9月10日

第2回正副支部長会議

9月13日

第2回移動無料相談会(岐阜北支部事務所、山県市役所、瑞穂市総合センター、本巣市役所糸貫分庁舎、北方町コミュニティセンター)

9月19日

支部研修会

## 西濃支部

9月2日

入会審査会

第3回幹事(監査・地区委員)会

9月20日

大野町空き家バンク事業についての協議会

## 中濃支部

9月5日

第3回幹事会

9月10日

巡回相談(関市総合福祉会館)

9月12日

第1回研修委員会

9月24日

第1回総務委員会

9月30日

可児市における自治会加入の促進に関する連携協定書調印式

## 東濃支部

9月9日

巡回調査

9月13日

巡回調査

9月19日

巡回相談(多治見・土岐・瑞浪・中津川市役所)

9月20日

巡回相談(恵那市役所)

巡回調査

9月26日

巡回調査

9月27日

巡回調査

## 飛騨支部

9月24日

流通広報委員会

# — 会 員 の 異 動 —

入 会 者 (会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

## 【西濃支部】

(1) 5044 1. 8. 5	㈱みのり不動産	水谷良江	水谷良江	0584-74-8661 0584-74-8662	大垣市南一色町683-59	503-0971
---------------------	---------	------	------	------------------------------	---------------	----------

## 【飛騨支部】

(1) 5042 1. 7. 19	㈱つづく	都築宗博	都築宗博	0577-77-9383 0577-77-9384	高山市西之一色町3-1152-2 砂田ビル3F	506-0031
----------------------	------	------	------	------------------------------	----------------------------	----------

## 退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事務所所在地	備考	頁
飛 騨	㈱ 倉 坪	倉坪哲也	高山市上一之町8-1	廃業	84
飛 騨	㈱ 飛 騨 庭 石	中田秀子	高山市岡本町2-181	期間満了	85

## 変更事項 (9月)

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	アパートセンター(株) 県庁前支店	政令使用人	渡辺美根子	西部信次	8
		専任取引士	渡辺美根子		
岐阜南	㈱ クレドホーム	T E L	058-275-5556	058-275-5565	16
岐阜南	㈱ 鷺見製材	専任取引士	城ヶ野拓也	岩田幸子	17
岐阜南	㈱ 大進不動産	専任取引士		臼井直樹	17
岐阜南	㈱ WOODYY LIFE	専任取引士	岩田幸子	城ヶ野拓也	—
岐阜南	㈱ 丸吉商事	専任取引士	岩井貢		23
岐阜北	(有) オハナ	専任取引士	山崎茂		28
岐阜北	㈱ ニッシー 岐阜北支店	専任取引士	大脇有香		29
岐阜北	遠藤建設(株)	所在地	〒501-2113 山県市高木1312-5	〒501-1142 岐阜市東改田303-2	32
		T E L	0581-22-2351	058-201-5418	
		F A X	0581-22-3001	058-201-5418	
西 濃	東洋産業(株)	専任取引士		倉田裕一	48
中 濃	平田建設(株)	専任取引士	平田良雄	谷口真由美	55
東 濃	㈱グッドライフエステート	専任取引士	山田祥子	岡庭友美	74
東 濃	㈱サグチ不動産	専任取引士	鈴木諒		74
東 濃	タマホーム(株) 多治見店	専任取引士	板津周二	奥村広志	74
東 濃	マルイ不動産(株)	専任取引士		安藤匡貴	74
東 濃	三菱電機ライフサービス(株) 中津川支店	代 表 者	花島清節	船尾英司	—
		政令使用人	中澤明彦	溝口賢治	

※ 頁の欄は、「平成30・31年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。



ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

### 不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

- 【本部無料相談所】** 来館による相談は事前に電話でご予約ください。  
**所在地** 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館  
**電話番号** 058-275-1551  
**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）  
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00  
**弁護士相談** 事前に電話でご予約ください。  
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

- 【支部無料相談所】** 事前に電話でご予約ください。  
**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）  
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする  
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”  
<http://www.gifu-takken.or.jp>

令和元年9月30日現在  
所属会員 1,119名

### 発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）  
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部  
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）  
会長・本部長 山本 武久  
（編集責任者）  
情報提供委員長 白井 博幸